	保証料の補助(又は補給)を受ける場合の多	15-1	
市町村	補助対象者	補助割合等	補助の方法
青森市	2(1)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年(うち据置期間が2年)以内のものに限る。)を受けた者及び、2(14)①~⑤により融資(①~②については融資額が2千万円以内、かつ、融資期間が10年(うち据置期間が2年)以内のもの、③~⑤については融資額が2千万円以内のものに限る。)を受けた者で、市が別に定める青森市中小企業者挑戦資金支援(県融資制度協調支援)補給金交付要綱に規定する要件を満たす者。	県による保証料 補給後の全額(2 (14)①~③につ いては保証料全	市が信用保証協会に補給する。
弘前市	2(1)により融資(融資額が1千万円以内のものに限る。) を受けた者で、市が別に定める弘前市「青森県『選ばれる青森』への挑戦資金特別保証融資制度(創業)」利子補給及び信用保証料補給補助金交付要綱に規定する要件を満たす者		市が信用保証協会に補給する。
八戸市	2(1)、(2)、(12)及び(14)④により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年(うち据置期間が1年)以内のものに限る。)を受けた者で、市が別に定める「青森県・八戸市」連携融資制度保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料 補給後の全額	市が信用保証協会に補給する。
黒石市	2(1)、(4)、(5)、(9)~(11)及び(14)④により融資(融 資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年(うち据置 期間が1年)以内のものに限る。)を受けた者で、市が 別に定める黒石市中小企業信用保証料補給金交付要綱に 規定する要件を満たす者	よる保証料補給	市が信用保証協会に補給する。
五所川原市	2(1)、(4)、(10)及び(11)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年(うち据置期間が2年)以内のものに限る。)を受けた者及び、2(14)④により融資(融資額が1千万円以内のものに限る。)を受けた者で、市が別に定める五所川原市「選ばれる青森」への挑戦資金支援補助金交付要綱に規定する要件を満たす者		市が信用保証協会に補給する。
十和田市	1000		市が信用保証協 会に補給する。 又は十和田市交 付要綱の規定に より、市が中小 企業者に直接補 助する。
三沢市	2(1)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年(うち据置期間が1年)以内のものに限る。)を受けた者で、市が別に定める三沢市中小企業創業支援資金保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料 補給後の全額	市が信用保証協会に補給する。

市町村	保証料の補助(又は補給)を受ける場合の多	条件等	 補助の方法
111m1 小月	補助対象者	補助割合等	州助の万伝
むつ市	2(1)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資期	県による保証料	市が信用保証協
	間が10年(うち据置期間が1年)以内のものに限る。	補給後の全額	会に補給する。
) を受けた者で、市が別に定めるむつ市中小企業者創業		
	支援資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者		
つがる市	2(1)、(2)及び(4)~(14)により融資を受けた者で、市が	①保証料の10	市が信用保証協
	別に定めるつがる市中小企業借入資金信用保証料補給金	分の 4	会に補給する。
	交付規則(以下「つがる市交付規則」という。) に規定	②県による保証	
	する要件を満たす者(補助割合等の①を適用)。	料補給後の全額	
	2(1)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資期		
	間が10年(うち据置期間が1年)以内のものに限る。		
)を受けた者及び、2(15)により融資を受けた者で市が		
	別に定めるつがる市交付規則に規定する要件を満たす者		
	(補助割合等の②を適用)。		
平川市	2(1)、(5)、(6)、(9)~(12)及び(14)~(15)により融資	保証料の2分の	市が信用保証協
	(融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年(う	1 (県による保証	会に補給する。
	ち据置期間が2年)以内のものに限る。2(15)について	料補給がある場	
	は、『あおぎん「未来応援」』、『成長サポート資金』	合は、補給後の全	
	、『チャレンジ応援資金』に限る。) を受けた者で、市	額)	
	が別に定める平川市中小企業信用保証料補給金交付要綱		
	に規定する要件を満たす者。		
東津軽郡	2(1)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資期	県による保証料	町が信用保証協
平内町	間が7年(うち据置期間が1年)以内のもので、創業後	補給後の全額	会に補給する。
	1年未満のものに限る。)を受けた者で、町が別に定め		
	る平内町中小企業創業支援資金保証料補給交付要綱に規		
	定する要件を満たす者		
東津軽郡	2(1)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資期	県による保証料	町が信用保証協
今別町	間が7年(うち据置期間が1年)以内のもので、創業後	補給後の全額	会に補給する。
	1年未満のものに限る。)を受けた者で、町が別に定め		
	る今別町中小企業創業支援資金保証料補給交付要綱に規		
	定する要件を満たす者		
東津軽郡	2(1)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資期	県による保証料	村が信用保証協
蓬田村	間が7年(うち据置期間が1年)以内のもので、創業後	補給後の全額	会に補給する。
	1年未満のものに限る。)を受けた者で、村が別に定め		
	る蓬田村中小企業創業支援資金保証料補給交付要綱に規		
	定する要件を満たす者		
東津軽郡	2(1)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資期	県による保証料	町が信用保証協
外ヶ浜町		補給後の全額	会に補給する。
	1年未満のものに限る。)を受けた者で、町が別に定め		
	る外ヶ浜町中小企業創業支援資金保証料補給交付要綱に		
	規定する要件を満たす者		
西津軽郡	2(1)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資期	県による保証料	鰺ヶ沢町交付要
鰺ヶ沢町		補給後の全額	綱の規定により
) を受けた者で、町が別に定める鰺ヶ沢町「選ばれる青		、町が中小企業
	森」への挑戦資金保証料補助金交付要綱(以下「鰺ヶ沢		者に直接補助す
	町交付要綱」という。)に規定する要件を満たす者		る。

	保証料の補助(又は補給)を受ける場合の多	┪助の方法	
市町村	補助対象者	補助割合等	網助の万法
西津軽郡深浦町	2(1)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年(うち据置期間が1年)以内のもので、創業後1年未満のものに限る。)を受けた者で、町が別に定める深浦町「選ばれる青森」への挑戦資金保証料補助金交付要綱(以下「深浦町交付要綱」という。)に規定する要件を満たす者		深浦町交付要綱 の規定により、 町が中小企業者 に直接補助する。
中津軽郡西目屋村	2(1)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年(うち据置期間が1年)以内のもので、創業後1年未満のものに限る。)を受けた者で、村が別に定める西目屋村中小企業信用保証料補給要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料 補給後の全額	村が信用保証協 会に補給する。
南津軽郡藤崎町	2(1)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年(うち据置期間が1年)以内のもので、創業後1年未満のものに限る。)を受けた者で、町が別に定める藤崎町中小企業信用保証料補給要綱に規定する要件を満たす者		町が信用保証協会に補給する。
南津軽郡大鰐町	2(1)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年(うち据置期間が1年)以内のものに限る。)を受けた者で、町が別に定める大鰐町「選ばれる青森」への挑戦資金信用保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料 補給後の全額	町が信用保証協 会に補給する。
南津軽郡田舎館村	2(1)により融資(融資額が1千万円以内のもので、創業後1年未満のものに限る。)を受けた者で、村が別に定める田舎館村中小企業創業支援資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者		村が信用保証協会に補給する。
北津軽郡板柳町	2(1)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年(うち据置期間が1年)以内のもので、創業後1年未満のものに限る。)を受けた者で、町が別に定める板柳町「選ばれる青森」への挑戦資金信用保証料補給金交付要綱(以下「板柳町交付要綱」という。)に規定する要件を満たす者	県による保証料 補給後の全額	板柳町交付要綱の規定により、 町が中小企業者 に直接補助する。
北津軽郡鶴田町	2(1)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年(うち据置期間が1年)以内のものに限る。)を受けた者で、町が別に定める「青森県・鶴田町」連携融資制度保証料補助金交付要綱(以下「鶴田町交付要綱」という。)に規定する要件を満たす者	県による保証料 補給後の全額	鶴田町交付要綱 の規定により、 町が中小企業者 に直接補助する。
北津軽郡 中泊町	2(1)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年(うち据置期間が1年)以内のものに限る。)を受けた者で、町が別に定める中泊町「選ばれる青森」への挑戦資金保証料補助金交付要綱(以下「中泊町交付要綱」という。)に規定する要件を満たす者	県による保証料 補給後の全額	中泊町交付要綱 の規定により、 町が中小企業者 に直接補助する 。

1.=.11	保証料の補助(又は補給)を受ける場合の条	I Smile I Sile	
市町村	補助対象者	補助割合等	補助の方法
上北郡野辺地町	2(1)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年(うち据置期間が1年)以内のものに限る。)を受けた者で、町が別に定める野辺地町中小企業創業支援資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料 補給後の全額	町が信用保証協 会に補給する。
上北郡 七戸町	2(1)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年(うち据置期間が1年)以内のもので、創業後3年未満のものに限る。)を受けた者で、町が別に定める七戸町「選ばれる青森」への挑戦資金保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者		町が信用保証協 会に補給する。
上北郡 六戸町	2(1)、(2)及び(4)~(8)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年(うち据置期間が1年)以内のものに限る。)を受けた者で、町が別に定める六戸町「選ばれる青森」への挑戦資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者。ただし、2(1)については、創業後1年未満のものに限るものとする。	県による保証料 補給後の全額	町が信用保証協 会に補給する。
上北郡横浜町	2(1)により融資(融資額が5百万円以内、かつ、融資期間が10年(うち据置期間が1年)以内のものに限る。)を受けた者で、町が別に定める横浜町中小企業創業支援資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料 補給後の全額	町が信用保証協 会に補給する。
上北郡東北町	2(1)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年(うち据置期間が1年)以内のもので、創業後3年未満のものに限る。)を受けた者で、町が別に定める東北町中小企業創業支援資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者		町が信用保証協 会に補給する。
上北郡 六ヶ所村	2(1)、(12)、(13)及び(14)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年(うち据置期間が1年)以内のものに限る。)を受けた者で、村が別に定める六ヶ所村創業支援資金保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	による保証料補 給がある場合は	村が信用保証協会に補給する。
上北郡おいらせ町	2(1)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年(うち据置期間が1年)以内のもので、創業後3年未満のものに限る。)を受けた者で、町が別に定めるおいらせ町「選ばれる青森」への挑戦資金信用保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者		町が信用保証協 会に補給する。
下北郡 大間町	2(1)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年(うち据置期間が1年)以内のものに限る。)を受けた者で、町が別に定める大間町中小企業創業支援資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料 補給後の全額	町が信用保証協 会に補給する。
下北郡 東通村	2(1)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年(うち据置期間が1年)以内のものに限る。)を受けた者で、村が別に定める東通村中小企業創業支援資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料 補給後の全額	村が信用保証協会に補給する。

-lames I. I.	保証料の補助(又は補給)を受ける場合の約	LARI o L.VI.	
市町村	補助対象者	補助割合等	補助の方法
下北郡	2(1)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資		村が信用保証協
風間浦村	期間が10年(うち据置期間が1年)以内のものに限る	補給後の全額	会に補給する。
	。)を受けた者で、村が別に定める風間浦村中小企業創業を持ち、日本の大田のは、日本大田の大田のは、日本大田の大田のは、日本大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大		
	業支援資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満た す者		
下北郡	2 (1)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資	県による保証料	村が信用保証協
佐井村	期間が10年(うち据置期間が1年)以内のものに限る	補給後の全額	会に補給する。
	。)を受けた者で、村が別に定める佐井村中小企業創業		
	支援資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす		
	者		
三戸郡	2(1)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資		町が信用保証協
三戸町	期間が7年(うち据置期間が1年)以内のもので、創業	補給後の全額	会に補給する。
	後1年未満のものに限る。)を受けた者で、町が別に定		
	める三戸町中小企業創業支援資金保証料補給交付要綱 に規定する要件を満たす者		
三戸郡	2(1)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資	県による保証料	町が信用保証協
五戸町	期間が10年(うち据置期間が1年)以内のものに限る	補給後の全額	会に補給する。
	。)を受けた者で、町が別に定める「青森県・五戸町」		Z(-1111/14) 00
	連携融資制度保証料補給交付要綱に規定する要件を満		
	たす者		
三戸郡	2(1)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資	県による保証料	町が信用保証協
田子町	期間が7年(うち据置期間が1年)以内のものに限る。	補給後の全額	会に補給する。
)を受けた者で、町が別に定める田子町中小企業創業支		
	援信用保証料補給要綱に規定する要件を満たす者		
三戸郡	2(1)により融資を受けた者で、町が別に定める南部町	保証料の2分の	南部町交付要綱
南部町	中小企業融資制度保証料補給金交付要綱(以下「南部町	1。ただし、20	の規定により、町
	交付要綱」という。) に規定する要件を満たす者	万円を上限とする。	が中小企業者に直接補助する。
三戸郡	2(1)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資	り 県による保証料	町が信用保証協
階上町	期間が7年(うち据置期間が1年)以内のもので、創業		会に補給する。
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	後1年未満のものに限る。)を受けた者で、町が別に定		
	める階上町中小企業創業支援資金保証料補給交付要綱		
	に規定する要件を満たす者		
三戸郡	2(1)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資	県による保証料	村が信用保証協
新郷村	期間が7年(うち据置期間が1年)以内のもので、創業	補給後の全額	会に補給する。
	後1年未満のものに限る。)を受けた者で、村が別に定		
	める新郷村中小企業創業支援資金保証料補給交付要綱		
△士町ササ ム。	に規定する要件を満たす者 		

全市町村とも、太陽光発電設備の導入に係る事業を実施する者を補助対象者に含まないものとする。

別表2 (空き店舗活用チャレンジ融資関係)

+m++	保証料の補助(又は補給)を受ける場合の条件等		*****
市町村	補助対象者	補助割合等	補助の方法
弘前市	2(3)により融資(融資額が3千万円以内のものに限る。	保証料の2分の	市が信用保証協
) を受けた者で、市が別に定める弘前市「青森県『選ば	1	会に補給する。
	れる青森』への挑戦資金特別保証融資制度(空き店舗活		
	用チャレンジ融資)」利子補給及び信用保証料補給補助		
	金交付要綱に規定する要件を満たす者		
八戸市	2(3)により融資を受けた者で、市が別に定める「青森県	保証料の10分	市が信用保証協
	・八戸市」連携融資制度保証料補給交付要綱に規定する	の7	会に補給する。
	要件を満たす者		
十和田市	2(3)により融資を受けた者で、市が別に定める青森県「	保証料の2分の	市が信用保証協
	選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度(空き店	1	会に補給する。
	舗活用チャレンジ融資)に係る信用保証料補給金交付要		
	綱に規定する要件を満たす者		
三沢市	2(3)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資期	保証料全額	市が信用保証協
	間が7年(うち据置期間が1年)以内のものに限る。)		会に補給する。
	を受けた者で、市が別に定める三沢市空き店舗活用チャ		
	レンジ融資保証料補給金交付要綱に規定する要件を満た		
	す者		
つがる市	2(3)により融資を受けた者で、市が別に定めるつがる市	保証料の10分	市が信用保証協
	中小企業借入資金信用保証料補給金交付規則に規定する	O 4	会に補給する。
	要件を満たす者		
上北郡	2(3)により融資(融資額が1千万円以内、かつ、融資期	保証料全額	町が信用保証協
おいらせ町	間が10年(うち据置期間が1年)以内のものに限る。		会に補給する。
) を受けた者で、町が別に定めるおいらせ町「選ばれる		
	青森」への挑戦資金信用保証料補給金交付要綱に規定す		
	る要件を満たす者		